

次代の社会を担う 子どもたちのために

「桂川町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」策定中

我

が国における急速な少子高齢化の進行は、未来の経済社会に深刻な影響を与えることが予測されます。

そのため、次代の社会を担うすべての子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図ることが課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域や職場における、子育て支援を推進するため「次世代育成支援対策行動計画」の策定が次世代育成対策推進法により定められています。

桂川町においても、昨年度より「桂川町次世代育成支援対策行動計画策定委員会」（児童福祉、教育、保健医療、子育て団体等の専門知識を有する委員13名で構成）を設置し策定協議を行っています。

平成20年度には、アンケート調査を行い（調査結果概要報告を参照）、平成21年度は計画策定協議を行いました。平成22年3月の次世代育成支援対策行動計画策定に向けて協議を進めていきます。

計画策定後には広報での概要報告及び桂川町ホームページにより公開いたします。（前期計画についてはホームページにてご覧いただけます。）



【用語解説】

「次世代育成支援対策推進法」

少子化対策の一環として、2005年（平成15年）7月に成立した法律のことで、国や地方公共団体といった取り組みだけではなく、企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務付けるというものです。

この法律は、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される社会の環境整備を行うことを目的としており、目的を達成させるためには、国や地方公共団体はもちろん、企業（事業主）等が担う責務を明らかにし、目標・内容・実施期間などを定め、集中的かつ計画的に取組んでいくということが明記されています。

「次世代育成支援対策行動計画」

（市町村行動計画）

「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市町村で独自に策定する計画です。この計画では、「地域における多様な子育て支援」や「仕事と家庭の両立支援」などの施策の柱の下、保育サービスの充実、子育て応援職場づくりの推進など総合的な取組みを記載した行動計画を策定することとされています。